

令和 8 年度農業経営力向上研修等委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和 8 年度農業経営力向上研修等委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 8 年度農業経営力向上研修等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 運営体制	(5 点)
(2) 企画内容	(75 点)
(3) 業務遂行能力	(15 点)
(4) 経費見積書	(5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所（予定）
日時：令和 8 年 6 月 16 日（火）
時間、場所については追って参加申込者にお知らせいたします。
 - (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分（予定）とします。
 - ②順番は別途お知らせします。
 - ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ※プレゼンテーションの時間および審査委員からの質疑の時間については、参加事業者数により調整する場合があります。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼ

ンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙1「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、審査委員の総合得点の平均が60点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
運営体制		・ 事業を円滑に実施する運営体制となっているか。	5
企画内容	広報計画	・ 参加意欲を高めるようなキャッチコピー（表題）が作成されているか。	5
		・ 参加者増加につながるような効果的な広告方法（ラジオ、チラシ等）、広告時期になっているか。	10
	研修内容	・ 農業者が「参加してみたい」と思える講師の提案になっているか。	15
		・ 講義内容は今回の対象となる層の関心を引く内容になっており、講義を通じて今回の最終目的である「気付き」を得ることができるか。	15
		・ 受講者が講座修了まで飽きさせない学習ができる工夫がされているか。	15
	効果の確認	・ 事業の効果が客観的に確認できる方法がとられているか。	5
	運営方法	・ 農業者が最後まで関心をもって講座に参加し、2回（前期・後期）参加しやすい、したいと思える運営となっているか。 会場設定、参加申込み方法 等	10
業務遂行能力		・ 事業の目的や意義について理解しているか。	5
		・ 滞りなく業務遂行ができ、信頼して事業運営を任せられるか。	5
		・ 無理のない運営スケジュールとなっているか。	5
経費見積書		・ 経費は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。	5